

秋田県高校生等奨学給付金実施要綱

(目的)

第1条 秋田県高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）は、高等学校等に在籍する生徒をもつ低所得世帯に対して支援を行うことにより、高等学校等における授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付金の対象及び額)

第2条 給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）が秋田県内に住所を有し、保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯に対して支給する。

2 給付対象の世帯区分、給付金の額は予算に定めるものとする。

3 給付対象の世帯区分については、7月1日を基準日とする。

4 在籍状況についての基準日は、6月30日以前に入学した者については7月1日とし、7月1日以降に入学することが定められている者については、入学日の翌月の初日とする。

ただし、高校生等が基準日時点において、在籍している高等学校を休学している場合で、その年度の12月末までに復学した上で申請があったときには支給の対象とするものとする。また、単位制の高等学校等に在籍していて履修登録を行っていない場合には、支給の対象とはしないものとする。

(支給の回数)

第3条 給付金は、年度毎に支給の決定を行い、支給の回数は1人の高校生等につき年1回とし、通算3回（定時制または通信制の課程に在籍する高校生等は4回）を上限とする。

(受給の申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者は、別に定める期日までに、受給申請書（様式1）に、対象となる高校生等が在籍する学校の在学証明書（様式2または学校所定の様式）、保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税であることがわかる書類、扶養の状況がわかる書類（健康保険証の写し等）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯においてはその措置状況が確認できる書類（様式11または福祉事務所等の様式）、及び振込口座届（様式10）を添えて（以下「受給申請書等」という。）申請するものとする。

2 前項において、秋田県内の公立高等学校または公立専修学校（以下、「公立高等学校等」という。）に在籍する高校生等の場合は、在籍する公立高等学校等を経由して申請するものとし、公立高等学校等の長は申請者一覧（様式5）を作成し、受給申請書等を添えて提出するものとする。

(支給及び不支給の決定)

第5条 前条の規定による受給申請書等の提出があったときは、当該申請を審査し、別に定める日までに支給及び不支給の決定を行い、給付金支給決定通知書(様式3)または給付金不支給決定通知書(様式4)により申請者あて通知する。この場合、前条第2項により在籍する秋田県立の高等学校を經由して申請した者にあつては、学校長に対して審査結果を通知(様式6)し、学校長は給付金支給決定通知書(様式7)または給付金不支給決定通知書(様式8)により通知するものとする。

(給付金の支給)

第6条 給付金は、前条により支給決定通知をした後すみやかに支給することとする。
2 対象となる高校生等が県立高等学校に在籍している場合には、高等学校を經由して支給を行う。

(代理受領等)

第7条 高等学校等の長は、給付を受ける者に代わって給付金を受領し、その者が負担する授業料以外の教育費に充てることができる。ただし、その場合は第4条に定める受給の申請に際し、給付金受給及び充当を高等学校等の長に委任する委任状(様式9)を申請者から徴した上で行うものとする。

(給付金の返還等)

第8条 給付金は、第2条第3項及び第4項に定める基準日の状況で確認を行い支給するものとし、基準日以降の世帯状況の変化並びに生徒の休学及び退学による返還は求めないものとする。ただし、申請者が偽りその他不正の手段により給付金を受給したときは、その決定の取消を通知するとともに、全額返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日以降に入学した高校生等から適用する。

附 則

この要綱は平成27年5月25日から施行する。